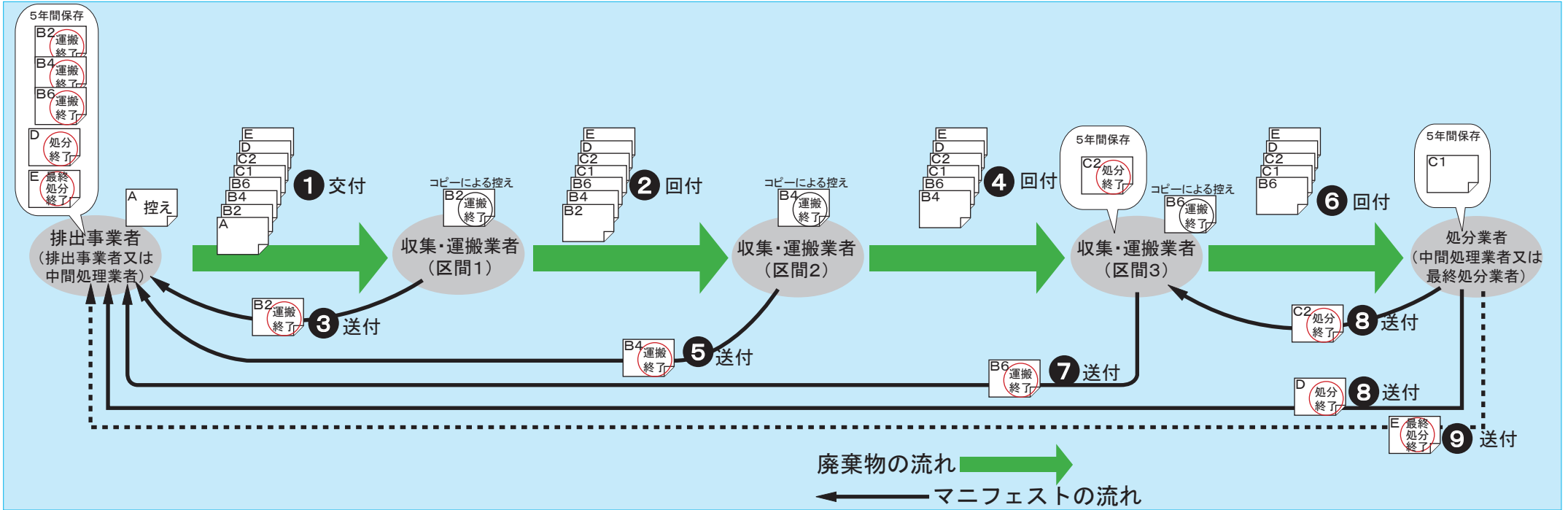


基本的な manifests の流れ（積替用の場合）



1 廃棄物引渡し時

排出事業者は、8枚複写の伝票(A、B2、B4、B6、C1、C2、D、E票)に必要な事項を記入し、廃棄物とともに8枚全部を収集・運搬業者に渡す。

収集・運搬業者(区間1)は、廃棄物を受領する際、A、B2、B4、B6、C1、C2、D、E票の運搬担当者(区間1)欄にサイン又は押印し、A票を排出事業者に戻す。
※収集・運搬を再委託した場合、上記の「収集・運搬業者」は「再委託収集・運搬業者」とする。委託収集・運搬業者の名称等は「備考・通信欄」欄に記入する。

2 (区間1)運搬終了時

収集・運搬業者(区間1)は、廃棄物の運搬を終了した後、B2、B4、B6、C1、C2、D、E票の運搬終了日欄に運搬終了日を記入し、収集・運搬業者(区間2)に廃棄物とともに渡す。

収集・運搬業者(区間2)は、B2、B4、B6、C1、C2、D、E票の運搬担当者(区間2)欄にサイン又は押印し、B2票を収集・運搬業者(区間1)に戻す。
※交付されたmanifestごとの交付者氏名又は名称、交付年月日、交付番号を交付されてから10日以内に帳簿に記載する。

3 運搬終了報告(区間1)

収集・運搬業者(区間1)は、運搬終了後10日以内に、B2票を排出事業者に送付する。控えが必要な場合はB2票のコピーをとる。

4 (区間2)運搬終了時

収集・運搬業者(区間2)は、廃棄物の運搬を終了した後、B4、B6、C1、C2、D、E票の運搬終了日欄に運搬終了日を記入し、収集・運搬業者(区間3)に廃棄物とともに渡す。

収集・運搬業者(区間3)は、廃棄物の運搬を終了した後、B4、B6、C1、C2、D、E票の運搬担当者(区間3)欄にサイン又は押印し、B4票を収集・運搬業者(区間2)に戻す。
※回付されたmanifestごとの交付者氏名又は名称、交付年月日、交付番号を交付されてから10日以内に帳簿に記載する。

5 運搬終了報告(区間2)

収集・運搬業者(区間2)は、運搬終了後10日以内に、B4票を排出事業者に送付する。控えが必要な場合はB4票のコピーをとる。

6 (区間3)運搬終了時

収集・運搬業者(区間3)は、廃棄物の運搬を終了した際、B6、C1、C2、D、E票の運搬終了日欄に運搬終了日を記入し、処分業者(中間処理業者又は最終処分業者)に廃棄物とともに渡す。

処分業者は、B6、C1、C2、D、E票の処分担当者欄にサイン又は押印し、B6票を収集・運搬業者(区間3)に戻す。
※回付されたmanifestごとの交付者氏名又は名称、交付年月日、交付番号を交付されてから10日以内に帳簿に記載する。

7 運搬終了報告(区間3)

収集・運搬業者(区間3)は、運搬終了後10日以内に、B6票を排出事業者に送付する。控えが必要な場合はB6票のコピーをとる。

8 処分終了後

処分業者は、処分終了後C1、C2、D、E票に処分終了日の記入、及び処分担当者のサイン又は押印し、C1票を自らの控えとして保管するとともに処分終了後10日以内に、C2票を収集・運搬業者に、D票を排出事業者それぞれ送付する。
※交付又は回付されたmanifestごとの交付者氏名又は名称、交付年月日、交付番号を交付されてから10日以内に帳簿に記載する。

9 最終処分終了報告

【1次manifestの場合】中間処理業者は、最終処分業者から2次manifestのE票を受けたときは、最終処分が適正に終了したことを確認の上1次manifestのE票に最終処分を行った場所の所在地・名称、最終処分終了日を記入するとともに、2次manifestのE票受領から10日以内に、1次manifestのE票を排出事業者へ送付する。
【2次manifestの場合】最終処分業者は、最終処分終了後、最終処分終了日の記入を行い最終処分終了日から10日以内にE票を排出事業者へ送付する。